

○津市労働会館の設置及び管理に関する条例施行規則

平成18年 1 月 1 日規則第131号

令和 8 年 7 月22日規則第40号

津市労働会館の設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、津市労働会館の設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例第150号）第19条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第 2 条 条例第 9 条の規定により指定管理者の指定を受けようとする者は、労働会館指定管理者指定申請書（第 1 号様式）を市長に提出しなければならない。

2 条例第 9 条第 4 号の市長が必要と認める書類とは、次に掲げる書類とする。

- (1) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (2) 登記事項証明書（法人に限る。）
- (3) 国税及び地方税の納税証明書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(休館日)

第 3 条 労働会館（以下「会館」という。）の休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の 1 月 3 日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(使用時間)

第 4 条 会館を使用することができる時間は、午前 8 時30分から午後 5 時までとする。ただし、指定管理者が会館の管理上特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(使用許可の申請)

第 5 条 条例第14条第 1 項の規定により会館の使用許可を受けようとする者は、使用しようとする日の 3 月前の日から当日までの間に、労働会館使用（使用変更）許可申請書（第 2 号様式。以下「許可申請書」という。）を指定管理者に提出しなければならない。

(使用許可)

第6条 指定管理者は、前条の規定による申請により使用を許可したときは、労働会館使用（使用変更）許可書（第3号様式。以下「許可書」という。）を交付するものとする。

（使用許可の変更）

第7条 会館の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用許可の内容を変更しようとするときは、許可申請書に許可書を添えて指定管理者に提出し、その許可を受けなければならない。

（使用許可の取消し）

第8条 使用者は、会館の使用許可の取消しを受けようとするときは、労働会館使用許可取消届（第4号様式）に許可書を添えて指定管理者に提出しなければならない。

（引続使用の制限）

第9条 会館の会議室及び設備器具は、引き続き3日を超えて使用することができない。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（利用料金の減免申請）

第10条 条例第18条の規定により利用料金の減免を受けようとする者は、労働会館利用料金減免申請書（第5号様式）を指定管理者に提出しなければならない。

（利用料金の還付）

第11条 条例第19条ただし書きの規定による利用料金の還付については、次に定めるところによるものとする。

- （1） 条例第19条第1号の規定に該当するときは、既納の利用料金の全額を還付する。
- （2） 条例第19条第2号の規定に該当するときは、既納の利用料金の5割の額を還付する。ただし、使用しようとする日の7日前までに使用許可の取消しを届け出たときは、既納の利用料金の全額を還付する。

2 前項に規定する利用料金の還付を受けようとする者は、労働会館利用料金還付申請書（第6号様式）を指定管理者に提出しなければならない。

（入場の制限）

第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入場を拒否し、又は退場させることができる。

- （1） 感染性の疾病のある者
- （2） 他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある物品又は動物の類を携帯する者
- （3） その他管理上支障があると認められる者

(遵守事項)

第13条 使用者その他会館を利用する者（以下「使用者等」という。）は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可なくして所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (2) 許可を受けた施設及び当該施設の設備器具以外のものを使用しないこと。
- (3) 許可なくして物品の展示若しくは販売をし、又は募金等の行為をしないこと。
- (4) 許可なくして張り紙をし、又はくぎ類を打たないこと。
- (5) 許可なくして所定の場所以外へ立ち入らないこと。
- (6) 他人に危害及び迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (7) その他管理上必要な指示に従うこと。

(届出)

第14条 指定管理者又は使用者等は、施設、設備器具等を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

(職員の立入り)

第15条 指定管理者は、会館の管理上必要があると認めるときは、使用中の施設に職員を立ち入らせることができる。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか、会館の管理及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行後最初に指定された指定管理者が会館の管理を開始するまでの間は、第3条中「指定管理者が必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て」とあるのは「市長が会館の管理上特に必要があると認めるときは」と、第4条から第9条まで及び第12条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第11条中「指定管理者又は使用者等」とあるのは「使用者等」と、第2号様式及び第4号様式中「（あて先）津市労働会館指定管理者」とあるのは「（あて先）津市長」と、第3号様式中「津市労働会館指定管理者^印」とあるのは「津市長（氏 名）^印」とする。

3 この規則の施行前に合併前の津市労働会館の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和60年津市規則第10号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

労働会館指定管理者指定申請書

(宛先) 津市長

津市労働会館に係る指定管理者として指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

- (1) 津市労働会館の管理に係る事業計画書
- (2) 津市労働会館の管理に係る収支計画書
- (3) 申請者の経営状況を説明する書類
- (4) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (5) 登記事項証明書(法人に限る。)
- (6) 国税及び地方税の納税証明書
- (7) その他市長が必要と認める書類

第 2 号様式（第 5 条、第 7 条関係）
第 2 号様式（第 5 条、第 7 条関係）

労働会館使用（使用変更）許可申請書

年 月 日

（宛先）津市労働会館指定管理者

（〒 ）
住 所
申請者 氏 名
〔 法人その他の団体にあつては、
主たる事務所又は事業者の所在
地、名称及び代表者の氏名 〕
電 話

使 用
次のとおり津市労働会館を 使用変更 したいので申請します。

使 用 日 時	年 月 日（ 曜）午 前 後 時 分から 年 月 日（ 曜）午 前 後 時 分まで
使 用 目 的	
使 用 予 定 人 員	人
使 用 責 任 者 の 住 所 及 び 氏 名	
使 用 す る 施 設 〔 使用する施設を○で 囲んでください。〕	会議室 相談室指導室 1 相談指導室 3 相談指導室 2 相談指導室 4

第3号様式（第6条―第8条関係）
第3号様式（第6条―第8条関係）

(表)
労働会館使用（使用変更）許可書

年 月 日

(氏 名) 様

津市労働会館指定管理者 印

年 月 日付けで申請のあった津市労働会館の 使用 使用変更 について、
次のとおり許可します。

使 用 日 時	年 月 日 (曜) 午 前 後 時 分から 年 月 日 (曜) 午 前 後 時 分まで
使 用 目 的	
使 用 予 定 人 員	人
使 用 責 任 者 の 住 所 及 び 氏 名	
使 用 す る 施 設 〔 使用する施設を○で 囲んでください。 〕	会議室 相談室指導室 1 相談指導室 2 相談指導室 3 相談指導室 4

※ 使用上の注意については、裏面を御覧ください。

(裏)
使 用 者 心 得

- 1 使用の際、常に許可書を携帯し、職員の要求があったときは、提示してください。
- 2 許可なくして所定の場所以外で喫煙し、又は火気を使用しないでください。
- 3 許可を受けた施設及び設備器具以外のものを使用しないでください。
- 4 施設、設備器具等を損傷し、又は滅失したときは、直ちに管理事務所へ連絡してください。
- 5 その他係員の指示に従ってください。

第 4 号様式（第 8 条関係）
第 4 号様式（第 8 条関係）

労働会館使用許可取消届

年 月 日

(宛先) 津市労働会館指定管理者

(〒)
住 所
申請者 氏 名
〔 法人その他の団体にあつては、
主たる事務所又は事業者の所在
地、名称及び代表者の氏名 〕
電 話

次のとおり津市労働会館の使用許可の取消しを受けたいので、許可書を添えて届け出ます。

取消しに係る使用日時	年 月 日 (曜) 午 前 後 時 分から 年 月 日 (曜) 午 前 後 時 分まで
取 消 し に 係 る 施 設 〔 取消しを受けようとする施設を○で囲んでください。 〕	会議室 相談室指導室 1 相談指導室 2 相談指導室 3 相談指導室 4
使 用 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	
取消しを受けようとする理由	

第 5 号様式（第 1 0 条関係）

第 5 号様式（第 1 0 条関係）

労働会館利用料金減免申請書

年 月 日

（宛先）津市労働会館指定管理者

（〒 ）

住 所
申請者 氏 名
〔 法人その他の団体にあつては、
主たる事務所又は事業所の所在
地、名称及び代表者の氏名 〕
電 話

次のとおり津市労働会館の利用料金の減 額 免 除 を受けたいので申請します。

使 用 日 時	年 月 日（ 曜）午 前 後 時 分から 年 月 日（ 曜）午 前 後 時 分まで
使 用 目 的	
使 用 す る 施 設 〔使用する施設を○で 囲んでください。〕	会議室 相談指導室 1 相談指導室 2 相談指導室 3 相談指導室 4
減 免 申 請 の 理 由	

※ 次の欄は、記入しないでください。

利 用 料 金	減 免 率	減 免 金 額	差引利用料金	備 考
円	%	円	円	

労働会館利用料金還付申請書

年 月 日

（宛先）津市労働会館指定管理者

（〒 ）
住 所
申請者 氏 名
〔 法人その他の団体にあつては、
主たる事務所又は事業所の所在
地、名称及び代表者の氏名 〕
電 話

次のとおり津市労働会館の利用料金の還付を受けたいので申請します。

還 付 の 対 象 と な る 使 用 日 時	年 月 日（ 曜）午 前後 時 分から 年 月 日（ 曜）午 前後 時 分まで
還 付 対 象 施 設 〔 還付の対象となる 施設を○で囲んで ください。 〕	会議室 相談指導室 1 相談指導室 2 相談指導室 3 相談指導室 4
既 納 の 利 用 料 金	納 付 年 月 日 年 月 日 納 付 金 額 円
還 付 申 請 の 理 由	

※ 次の欄は、記入しないでください。

納 付 金 額	還 付 金 額	備 考
円	円	